



テクノファNEWS

「監査実践研究会」の初会合開催される



昨年12月20日にISO 9000監査活動に関する情報交換会「監査実践研究会」が、東京神田の学士会館で第一回の発足会として開催されました。

テクノファ主催の研修コース修了者の親睦をかねてテクノファ主催で開催されました。参加者はご招待者を含めて90名でした。講演の後、親睦会に移り4時間の盛況な初会合となりました。「監査実践研究会」の今後の活動に向け、会長に安藤黎二郎氏（安藤技術士事務所所長・主任審査員）が推挙され今後の活動が期待されます。

当日、財団法人日本品質システム審査登録認定協会専務理事 大坪孝至氏の「日本の審査登録制度の現状」と日本電気株式会社CS品質システム推部主席技師長堀籠利典氏の「NEC品質システムの社内体制づくり」の講演を頂きました。要旨を掲載します。

内 容

監査実践研究会の初会合開催される……………	1
日本の審査登録制度の現状……………	2
NEC品質システムの社内体制づくり……………	5
IQA審査員登録申請書の変更……………	7
ISO 9000シリーズ 研修会……………	8

日本の審査登録制度の現状

財団法人 日本品質システム審査登録認定協会(JAB)
専務理事 大坪 孝 至 氏

JAB主催で購入者、供給者と審査登録機関の合宿研修会が先日行われました。審査登録を受けている会社から製品を購入しているが少しも良くなっていない。一体何をしているのかという苦言がありました。また最近、大企業の品質保証の責任者の方から同様の相談を受けました。それをお話し致します。

その企業は、ある部品をA社とB社から購入しておりそれぞれについて第三者審査を行っています。A社の当該部門の品質システムは、その他の部門がある審査登録機関から初めての審査登録を受けたことでメチャクチャになってしまい、今まで通りの品質のモノが入るのか不安な状態になりました。

別の取引先B社からも部品を購入していますが、こちらも当該部門以外の部門が別の審査登録機関から審査を受けました。そこは、審査登録を受けたことで何等混乱を生じないばかりか、今まで通りの仕様に適合したモノが、品質システムのもとに供給されるであろうとの確信を持つことができました。

つまり、審査登録機関の中でISO 9000シリーズの解釈が非常に違って、片や枝葉末節のことをあげつらわれるために供給者の方が混乱し、従来あった十分信頼に足ると思った品質システムが混乱におとしいられています。これに対しB社は、「そんなことは何もない」ということです。

これは、審査登録機関のチームが供給者を審査するときに「どういうことをしなければいけないか」を審査登録機関が、いかに審査チームに教えているかまたはいないかを表しているといえます。審査登録機関がISO 9000シリーズに基づく審査登録はどうあるべきか



の考えの違いが、これを通して見えてきています。

このコメントは大事なことですので、「監査実践研究会」の第二回以降はこれらに焦点を当てていただきたいと思います。

JABも審査登録機関の考え方の問題なのか教育の問題なのか、また特定の人の問題なのかをトレースバックして問題の発見を試みたいと考えております。

次に、JABの業務の進捗状況をお話しします。

1. 日本国内及び世界の審査登録機関の認定

国内では93年11月から94年12月までに7つの審査登録機関を認定しました。

- ・ (財) 日本規格協会品質システム審査登録センター
- ・ 日本検査キューエイ株式会社

- ・ 日本化学キューエイ株式会社
- ・ (財) 日本ガス機器検査協会QAセンター
- ・ (財) 日本海事協会品質システム審査登録
- ・ 日本海事検定キューエイ株式会社
- ・ 高圧ガス保安協会品質保証審査センター

国内からの認定申請は十数件受理し審査中で、海外からの申請に対しても近々受付が始まります。

2. 研修機関の認定

研修機関の認定を94年9月に行い、第一号はテクノファを認定しました。現在数件の認定申請を受理しています。海外からも申請がありますが、海外で研修をするのか国内でするのか、またどの言語でするのか文化的カルチャーの理解度を求めるレベルなど難しい問題があり、JABとして要求事項が仕分けできるまで、海外の研修機関の認定は国内の認定よりタイミングをずらしていきます。

3. 審査員の評価登録

94年1月から申請を受け9月までの状況は

申請者数	538
評価結果通知	503
主任審査員	96
審査員	72
審査員補	263
保留	72

12月末で申請者は630名となっています。

4. 世界の審査登録

世界の審査登録の認定機関は29機関設立されています。一番古いのがオランダのRvC、次が英国のNACCBです。

審査登録機関は、世界で500機関が活動していてISO 9000フォーラムディレクトリーに掲載されています。日本では認定されていない機関を含めて20数機関がこの中に掲載されています。

5. 審査登録供給者

審査登録された供給者数は、年間に5,000社ずつ最近は増えています。

全世界	70,000社
英国	36,000
米国	5,000
豪州	3,700
独	3,500
仏	3,400
日本	1,100

(Mobil Europe Ltd JUNE, 1994)

今後の予測は、米国の自動車メーカービッグ3が部品の一次供給者に対し、二年の内に審査登録を受けようとしているので、13,000社が登録するであろうといわれています。次に米国以外の部品供給者と二次部品供給者にも、ビッグ3共通のQS 9000シリーズの共通規格を適用するといわれています。

4年後には世界で30万社が登録されるという試算がされています。伸び率の多い国として米国と日本があげられています。

6. 世界相互認証の動き

世界でコンセンサスができてきているのは、次の3つの段階を経てゴールに到達しようということです。

(1) 第一段階のMOU

(MEMORANDUM OF UNDERSTANDING)

互いにMRAまたはMAAの実現に向けて共同して活動を行う旨約束する覚書であって、日本は、英国、オランダ、独、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、韓国(12月に締結)の認定機関とMOUを締結しました。

この活動は、相互の認定機関に対して認定申請している審査登録機関を合同で審査登録をしようとするものです。このことを重ねていき、認定基準が同じかどうか、条文の解釈が同じかを

検証して、同じならば次の段階のMRAに進みます。

(2) 第二段階のMRA

(MUTUAL RECOGNITION AGREEMENT)

互いの認定基準・手順が同一であることを確認し合う協定を結びます。

例えば、日/米がMRAを終えるとJABと米国ANSI-RABは、「互いに自国の認定登録証と相手国の認定登録証は同じであるから受入れてくれ」と働きかける。ここでは、強制権はないので認定証が発行されるわけではありません。

その理由は、PLなど責任を追求したとき自分がしてない事に責任はとれないという考えで一線が引かれる訳です。

実際の効果が期待されるのは、政府公共調達で審査登録をした会社からしかモノを買わないというケースがありますが、その時MRA相手先に認定されている審査登録機関の登録証は自国内と同一に取扱われると期待されることです。

(3) 第三段階のMAA

(MUTUAL ACCEPTANCE AGREEMENT)

MRAでは相手国の認定証を認めないことが多いわけですが、これは自国民の感情として相手国の産業、民族の信頼感がないとなかなか出来ないものでしかたがないことです。しかし、このMAAの段階は、相手の認定を自分も認め、認定してマークをつけることを相互に認めるという段階です。

(4) ISO/IEC QSAR (キューサ)

(QUALITY SYSTEM ASSESSMENT RECOGNITION)

多国間で品質システムの審査登録認定を互いに認知する最終段階で、作業グループで成案ができてきつつあります。

認定機関が相互承認を受けたいとき、10カ国(日本、アジア、米国、ヨーロッパブロック)の参加の意志表示が受けられれば、発足することになっています。その仕組みは、例えばJABが参

加を希望したとすれば、JABをISOガイド61に照らして合致しているかを、他の認定機関の代表からなるチームに審査をして貰う。合致しているとなれば、JABが合格となり、またJABが認定している審査登録機関も合格となる。この手続が终ればJABとJABが認定した審査登録機関はISO/IEC QSARのロゴマークを付けることができるようになります。

更に、認定されている審査登録機関から審査登録されている企業は同じISO/IEC QSARロゴマークをつけることができます。

いまJABの例でお話しましたが、米国、英国、オランダも合格すると世界共通の審査登録の同等性を認め合うことが実現します。

(5) EACとPAC

(EUROPEAN ACCREDITATION OF CERTIFICATION)

ISO/IEC QSARを補完し促進するため、ヨーロッパでは地域的相互承認の実現に向けて、認定機関のEACのグループができています。

環太平洋地域においても認定機関の協力機構(PAC)が、既に第一回創立総会を終えてISO/IEC QSARと同じ仕組みと物差しで相互承認しようと、日本、米国、カナダ、豪州の相互間で調査が進んでいます。将来的には地域の認定をISO/IEC QSARに認めて貰おうという動きになっています。

4. トピック

(1) IATCA

審査員の研修機関についても審査登録機関と同様に相互認証の動きが活発にすすんでいます。英国IQA認定の研修機関もIATCAと意見のすり合わせをしようと言う動きの原動力になっています。これらの相互協定も1年間くらいの内には実現すると考えられています。

(2) ソフトウェアの認定審査

日本ではソフトウェアの認定審査を行っていま

せん。今後そのための審査員の資格と認定審査のためのガイドを準備中です。95年4月以降認定の申請受付出来るように、また審査員の研修コースを開設する準備をしています。

(3)JABの調査研究の業務

試験研究機関の認定登録、標準物質の認定登録

及び環境管理システムの認定登録を企画委員会で取組んでいます。特に環境管理システムの認定は95年1月に骨組を発表し、4月以降に詳細のパイロットプログラムで審査員の資格を発表しようと考えています。

NECの品質システムの社内体制づくり

日本電気株式会社 CS品質システム推進部
主席技師長 堀籠利典氏

ISO 9000により、この先会社の仕事のやり方をどう変えていくのか見通しがしづらい状況ですが、TQCとISO品質システムの融合をどのようにしていくのかの流れができていくものと考えられます。

この状況の中でNECの品質システムの社内体制づくりの事例を紹介いたします。

ISO品質システム受審のスタートは、英国の通信機の運用会社からの要求でした。そしてISO 9000の認証登録が無いと契約できないと言われ社内が動き始めました。

その時期と「企業理念」と「経営方針」を改訂する時期とが一致し、NECの「信頼性管理基本規定」をISOに準じた形にしようと一年かけて改訂しました。社員の考え方をISO品質システムに整合するために講師を招いて講演会と内部品質監査研修を行いました。その後、品質システム主任審査員コースを修了した者による社内「内部品質監査員コース」を設置しました。後にこれが大変役に立ったと思っています。

BSI主任審査員コースの修了者5人が、本社の「内部品質監査員コース」の先生になってBSIの考え方を忠実に教えたわけです。講師はどう指導すべきか審査員側と受審側に分けて指導を続けていきました。



この事で審査側と受審側の両方の立場でISO 9000の要求事項の理解が深められました。

研修修了者の資格要件は、全社で

個人の経験内容
BSI主任審査員
BSI内部監査員
社内内部監査員

とし、事業体は全社の要件よりユルイものにしました。この様に資格を与え、事業部は分身会社を教育し、分

身会社は関連会社を教育することにしました。

ISO受審で内部改善がどの様になったかですが

- (1) 受審後もプロジェクトを継続
- (2) 関係部門の認証取得後の調整機能の役割継続
- (3) サーベランス対応のための品質システム管理部門の存続
- (4) 過去の不適合事項の予防への活用

最後に、初回に審査登録を受審するときは不安があり、重装備の品質システムと規定書を作ってしまったので、改訂により簡素化してサーベランスの対応

をしています。

モノが良くなるかどうかは、固有技術なので顧客に約束したモノができるか、また前に作ったモノと同じモノができるかは管理技術のところであり、あまり難しいシステムになっていると守らなくなってしまうものです。

出来るだけ簡素化し決めたことは必ず守ってもらうということで、社内の互いの負担を軽減しようという動きになってきています。ISO内部品質監査員の教育を終えた人材をバラまくことがISOの浸透に役立ったと考えます。

IQA 審査員登録申請書の変更

英国のISO品質システムは、英国の政府によって国家制度として認知され、IQAにより主任審査員、審査員及び審査員補の登録申請の受付と登録審査員のコントロールを行っています。IQA審査員登録の窓口は従来RBAと呼称されていましたが、1994年に名称がIRCAと

変更になりました。IRCA は (International Register of Certificated Auditors) の略称です。

これに伴い審査員登録申請書とLOG用紙が変更になりましたのでその書き方をお知らせします。住所、電話番号、並びにFAX番号の変更はありません。

DECLARATION				
I apply for registration, I will observe the Code of Conduct specified by IRCA. I also agree to the publication in a Register of all personal details and fields of experience (see pages 1 and 3) that I have marked with a cross X or designated.				
REGISTERED TRAINING COURSE DETAILS <small>(See Appendices A and B of the Requirements Booklet: RBA/102)</small>				
From	To	Name of Organisation conducting the Training	Title of Course or Training Scheme	Results (Supported by Documentary Evidence)
GENERAL EDUCATION (Final Level only, e.g. for College/University Entrance)				
From	To	Educational Establishment	Grade and Subjects in which final examinations were taken	Result
TECHNICAL AND ACADEMIC QUALIFICATIONS (Supported by Documentary Evidence)				
Year	Award	Course/Subjects	Educational	Qualifying Authority
CONFIDENTIAL WHEN COMPLETED				
IQA INTERNATIONAL REGISTER OF CERTIFICATED AUDITORS				
PO Box 712, 61 Southwark Street, London SE1 1SB Telephone: (0171) 401 2989 Fax: (0171) 401 2725				
APPLICATION FORM FOR REGISTRATION THE APPLICATION FEE MUST BE SENT WITH THIS APPLICATION (THIS FEE IS NON-RETURNABLE)				
IMPORTANT				
Registers of Lead Assessors and Assessors are available for purchase. If you require information about yourself to be published in the Registers please indicate by putting a cross X in the boxes provided. Note: Before				

変更内容のあらまはは次のとおりです。大きな変更点は、監査員になるための初回の申請書にLog用紙を添付し監査した相手方のサインが必要になった点です。

1. 申請用紙のページ数は4頁になりました。


- ① 1 ページ目 PERSONAL DETAILS of APPLICANTS
- ② 2 ページ目 GENERAL EDUCATION(Final Level only、e.g. for College /University Entrance) (従来と変更なし)

③ 3 ページ目 REGISTERED TRAINING COURSE DETAILS (従来と変更なし)

④ 4 ページ目 DECLARATION

従来は監査経験の欄には監査をした相手方の証明サイン欄がなく、監査した相手責任者のサインを貰う必要はありませんでした。新しいLog用紙(アセスメントログシート)には Verificationの欄が追加され、サインを貰うことが必要となっているので注意が必要です。アセスメントログシートを別紙として添付することに変更されました。

Form: IRCA/106/94/1 CONFIDENTIAL WHEN COMPLETE

 IQA International Register, of Certificated Auditors

ASSESSMENT AND TRAINING LOG

(PLEASE USE BLOCK LETTERS)
Name & Initials _____ SHEET _____ OF _____

DATE (Day, Month & Year)	Duration of Assessment/ Training (in Days to Nearest 1/2day)	NAME, CONTACT, FULL ADDRESS AND TEL. NO OF ORGANISATION BEING ASSESSED OR PROVIDING TRAINING. SIZE OF ORGANISATION (eg. Number of people employed).	ROLE IN ASSESSMENT (ASSESSOR, LEAD ASSESSOR)	TOTAL NUMBER IN TEAM	ASSESSMENT STANDARD (including Part No.) (eg. 9002)	TYPE OF ASSESSMENT (important see overleaf)	VERIFICATION BY ASSESSED ORGANISATION OR EMPLOYER AND CONFIRMATION THAT ALL REQUIREMENTS OF THE ASSESSMENT STANDARD WERE COVERED BY THE ASSESSOR (Name, Position and Signature)	ASSESSMENT CARRIED OUT ON BEHALF OF
					OR DETAILS OF TRAINING RECEIVED			

SEE OVER FOR GUIDANCE NOTES (Photocopies of this document may be used)

2. アセスメントログシートの変更

- ① 名称の表題がアセスメント・トレーニングログ ASSESSMENT AND TRAINING LOGと変更されました。
- ② Verification欄に「規格の要求するすべてが監査員によってカバーされた」ことを確認する旨の記述が追加されました。
- ③ Assessment carried out on behalf of 欄には監査

機関名又は第三者監査の場合は、監査を実施した会社名(所属企業名)を書きます。トレーニング(訓練)のための監査経験もこの用紙を使用して申請を出すようになりました。

なお、新しい申請書の入手を望む方はテクノファに少々在庫がありますからお申込み下さい。